

村の世帯・人口

昭和50年6月末日現在

総世帯数 2,855戸

人 口 12,451人

男 6,301人

女 6,150人

6月の人口移動

出生 17 死亡 4

転入242 転出 50

婚姻 5 離婚 0



広報にしはら



翁長より中城湾をのぞむ

怖い海 ひとりで行かない 泳がない

発行所

西原村役場

電話 (098995) 5011

5013・5012

印刷

桑江印刷所

電話 (098995) 2365

一、村政情報

一、第四回議会

定例社終る……1

一、水道料金

改定される……1

一、南部消防操法

大会開かれる……2

二、村民の広場

一、西原村商工会

設立される……3

一、西原村農業協同組合

昭和五十年年度通常総

会終る……4

一、西原村普及事業連絡

協議会第十一回定期

会終る……4

一、西原村青年連合会

盛況の排籠卓球大会

新役員紹介……6

一、西原村スポーツ少年

団結される……8

一、児童生徒在学状況

……7

三、告知板

一、昭和五十年分所得税

の予定納税について……9

一、村行政相談委員から

村民の皆さんへ……9

一、郵便による不在者投

票ができるようになり

ました……9

一、いよいよ夏休み……9

第四回 議会定例会 終る

去る六月十九日から二十四日にい

たる四日間の会期で昭和五十年第四回議会定例会が開かれました。

次に審議の状況を紹介します。

▼農道五十三号線の早期復元につい

て ……採択

▼西原村税条例の一部改正について

……原案可決

▼西原村水道事業給水条例の一部改

正について ……原案可決

▼西原村国民健康保険税条例の一部

改正について ……原案可決

▼議案第三十七号 ……昭和五十年度

西原村水道事業会計補正予算につ
いて ……原案可決

▼議案第三十八号 ……昭和五十年

度西原村一般会計補正予算について

……原案可決

▼新部落の浸水防止対策に関する陳

情について ……建設産業委員

会付託

▼ゴミ収集無料化の早期実現に関す

る陳情について ……財務厚生委員

会付託

▼西原村字小那覇、兼久、我謝、与

那城地区排水整備に関する請願に

ついて ……建設産業委員

会付託

▼教育施設、設備等の改善に関する

陳情について ……総務委員会に



議 会

付託

▼元西原村役場吏員に対する退職金

見舞金の給付について陳情

……総務委員会に

付託

▼サトウキビ最低生産者価格算定方

式の改正に関する要請決議につい

て ……決議

水道料金改定される

七月一日から県企業局の浄水代が
現行より九・五五パーセント値上
げされ、一立方メートル当り、十七
・八四円から三五・六〇円となりま
した。

これによって、今まで村水道事業

で県に支払っていた浄水代は、従来
より二千八万五千円も多く支払わね
ばならないことになりました。

それに対処するため本村の水道事

業においても水道料金の改正の必要

にせまられ、去る六月十九日の定例

議会に第三十三号議案として改正案
を提出、全会一致で可決されまし
た。

そこで本村でも七月一日から新し
い水道料金が実施されました。

新しい水道料金表は、別表の通り
です。

水道料金早見表

一般		用		営業		用	
使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金	使用 水量	料金
8 m ³	500	36	2,572	10 m ³	750	38	2,906
9	574	37	2,646	11	827	39	2,983
10	648	38	2,720	12	904	40	3,060
11	722	39	2,794	13	981	41	3,137
12	796	40	2,868	14	1,058	42	3,214
13	870	41	2,942	15	1,135	43	3,291
14	944	42	3,016	16	1,212	44	3,368
15	1,018	43	3,090	17	1,289	45	3,445
16	1,092	44	3,164	18	1,366	46	3,522
17	1,166	45	3,238	19	1,443	47	3,599
18	1,240	46	3,312	20	1,520	48	3,676
19	1,314	47	3,386	21	1,597	49	3,753
20	1,388	48	3,460	22	1,674	50	3,830
21	1,462	49	3,534	23	1,751	51	3,907
22	1,536	50	3,608	24	1,828	52	3,984
23	1,610	51	3,682	25	1,905	53	4,061
24	1,684	52	3,756	26	1,982	54	4,138
25	1,758	53	3,830	27	2,059	55	4,215
26	1,832	54	3,904	28	2,136	56	4,292
27	1,906	55	3,978	29	2,213	57	4,369
28	1,980	56	4,052	30	2,290	58	4,446
29	2,054	57	4,126	31	2,367	59	4,523
30	2,128	58	4,200	32	2,444	60	4,600
31	2,202	59	4,274	33	2,521	61	4,677
32	2,276	60	4,348	34	2,598	62	4,754
33	2,350	61	4,422	35	2,675	63	4,831
34	2,424	62	4,496	36	2,752	64	4,908
35	2,498	63	4,570	37	2,829	65	4,985

本村で南部消防

操法大会開かれる

去る七月十一日午後一時から本村西原小学校グラウンドで第八回南部消防操法大会が開かれました。

南部市町村の消防の技術、精神の高揚と防災体制の強化を図るため開かれるこの大会も回を重ねること八回。

今大会は本村の宮平村長が大会長をつとめ本村をはじめ、八つの市村が参加。

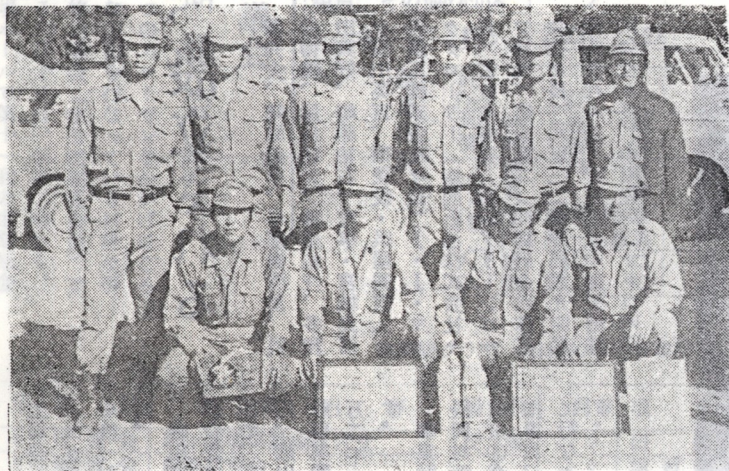
競技への参加資格は各市村とも非常備消防団員。競技に先き立ち、各市村から五名、計四十名による訓練礼式が行なわれ、その後で競技が開始されました。

本村代表の消防団員も各競技に日ごろの訓練の成果を発揮し、つめかけた応援の職員はじめ村民の拍手を受けました。その結果、応用操法と着装競技で、それぞれ三位に入賞する健闘を見せ、総合入賞は惜しくものがしました。

各競技の結果は次の通りです。

▼総合……一位〓那覇市、二位〓糸満市、三位〓東風平村

▼基本操法……一位〓那覇市、二位



健闘した西原村消防団員

▼応用操法……一位〓糸満市、二位〓那覇市、三位〓西原村

▼着装競技……一位〓糸満市、二位

着装競技は一人の消防団員で行なうもので三位入賞は本村が大会参加してから初の快挙。見事にその快挙を果たした大城助徳団員は、他の団員からヤンヤの喝采を受け、首にかけたメダルが、さも誇らしげ。

太鼓や儀礼空砲が打ちならされるはなやかな大会ムードのうちに午後五時ごろ無事各競技が終了しました。

〓那覇市、三位〓西原村

村民の広場

西原村商工会、設立される



初代会長の小波津健氏

去る六月二十七日午後二時から村役場ホールで、西原村商工会、設立総会が開かれました。

近年、商・工業が多くなつてきている本村の中で、急速に高まつていた村商工会の組織結成が実現するとあつて、その日は関係する村内商業経営者、事業所の方々、一四〇人余が出席し、力強いスタートをきりました。

まず発起人を代表して小波津健氏が発立にいたるまでの経過を報告し、その後、議長団が選出され議事日程に従い審議されました。

①定款案の承認について②昭和五十年事業計画の承認について③昭和五十年収支予算案の承認について④設立認可申請書及び書類作成、その他設立に関する一切の権限を発起人に委任する件について⑤役員選出について等が活発に審議されました。①の定款については一部修正が会員から提案され、一部修正可決されました。②、③、④の議案については原案通り可決されました。

役員選出については発起人の方からの提案にもとづいて、すべての役員が全員一致で決められました。

これによって村商工会設立、第一年度の重要な事業運営を次の方々が執行して行くことになりました。

屋秀夫、崎原盛厚、与那嶺清昌、呉屋博義、屋良朝光、神里祐汪、多和田真好、崎原祐右、監事・宮城良信、小橋川英吉、相談役・呉屋秀信（金秀鉄工株式会社社長）J・J・マックグロリー（南西石油株式会社社長）古波津清昇（西原グリーンゴルフ社長）富永寛二（沖縄軽金属株式会社社長）元恵三（新沖縄観光開発株式会社社長）安谷譲（中部製糖株式会社社長）中田睦男（オキコ西原

工場長

スタート時の会員は一九二名で、今後、かなり多くの会員がふえる予定。

昭和五十年度の収支予算は、歳入が会費、県補助金、村補助金、その他で、四百九十九万二千二百九十一円、歳出は経営改善普及事業費、一般事業費、管理費、等で四百九十九万二千二百九十一円となつています。

事業計画は①総合振興対策②商業振興対策③工業振興対策④観光振興対策⑤金融対策⑥経営、税務⑦経営指導員、補助員の設置、等を重点的に行なうて行くことになっていきます。



総 会 会 場 よ り

西原村農業協同組合

昭和五十年通常総会終る

西原村農業協同組合（城間光雄組合長）の昭和五〇年度の通常総会が去る六月二六日、午後二時から、村役場ホールで開かれました。

総会は、例年通り組合員七百人余がつめかけ、会場ははちきれんばかりの盛況。

今総会に提出された議案は、全部で八件で、慎重な審議の結果、それ

ぞれ原案通り採択されました。

農協は毎年①信用事業②購買事業

③販売事業④指導事業⑤共済事業、

等に力を入れ組合員の便宜を図るために事業を行なっています。（事業

実績対比・別参照）現在の組合員の状況及び農業状況は別表の通りです。

昭和47年度以降主事業実績対比

単位 千円

年 度	信用事業					販売事業				購買事業	
	貯金	比率	貸付	比率	貯貸率	生産高 (屯)	比率	甘蔗代金	比率	売上高	比率
47	1,610,120	100	417,240	100	25.9	37,244	100	260,708	100	97,737	100
48	2,023,823	125.7	1,138,725	272.9	56.3	38,038	102.1	380,381	145.9	203,420	208.1
49	2,318,713	144	1,230,435	294.9	53.1	26,623	71.5	399,356	153.2	190,189	194.6

組合員

資格区分	前年度末	本年度加入	本年度脱退				本年度末	備考
			資格喪失	死亡	除名	計		
正組合員	1,665	15		4		4	1,672	組合員資格の異動 正から准へ5名 准から正へ1名
准組合員	564	7	1			1	574	
合計	2,231	22	1	4		5	2,248	

農業状況

耕作面積	計	アール	
		普通	畑園
地内戸数	2,428		
区内戸数	1,231		
人口	11,336		
農業人口	3,078		

西原村普及事業連絡協議会

第十一回定期総会終る

①農業近代化のために科学性のある生産技術と生活技術の修練につとめましょう。

②計画性と実践力で明るい豊かな農村を築きましょう。

二つのスローガンをかけ日ごろ活発な活動を行なっている村普及事業連絡協議会（宇久田朝秀会長）では去る六月十八日、午後二時から、村役場ホールで第十一回の定期総会

村農研クラブ 昭和50年度事業計画

月	項目	事業内容	場所
4	役員会	新年度事業計画打合せ	役場
5	講習会	農業講習会	〃
6	総会	普及事業連絡協議会総会	〃
〃	交換会	農業関係団体意見交換会	〃
〃	講習会	農業者健康診断	〃
〃	〃	夏野菜栽培講習会	〃
7	〃	農業者体力テスト	〃
〃	懇談会	花卉栽培講習会	〃
8	講習会	ハウス肥培管理作業について	〃
〃	巡回指導	土壌病虫害防除指導	村一円

月日	項目	事業内容	場所
9	研修会	本土視察研修	四国
〃	講習会	農業講座（経営について）	役場
10	研修会	島内モデル地域視察研修	中南部一円
〃	懇談会	施設園芸について	役場
11	展示会	村産業展示会協会	〃
12	講習会	病虫害防除作業について	〃
1	〃	土壌管理作業について	〃
〃	懇談会	共同出荷について	〃
2	巡回指導	ハウス管理作業について	村一円
3	発表会	村普及事業実績発表会	役場

を開き、昭和五〇年度の事業計画等を決め、より活発な活動のスタートをきりました。

同協議会は村農研クラブ、生活改善グループが、相互に協力しあつて村の農業改善普及事業につとめ、農業生産並びに農家生活の向上を図ることがネライで、恒常的な活動を続けています。

同協議会の今年度の予算は、才入が会費、村補助金、その他で、七〇万一千四百四十四円、才出が運営費事業費、負担金等で、七〇万一千四百四十四円となっています。

農研、生改、各グループの事業計画は別表の通りで、来年の三月には発表会の予定となっています。

村生活改善グループ 昭和50年度事業計画

月別	項 目	事 業 内 容	場 所
4	役員会 講習会 〃 研修会	新年度事業計画打合せ 家計簿記帳講習について 記帳講習会（グループ記録簿） グループプロジェクトのもち方について	役 場 農 協 〃 〃
5	講習会 〃	農薬散布補助衣の作り方 食改善講習会	〃 〃
6	講座検診 総 会	健康診断並びに健康状況調査 普及事業連絡協議会総会	役 場 〃
7	講習会 研修会	若妻グループ育成・体力テスト 地区リーダー研修会	役 場 中 部
8	講習会	若妻グループ育成、補助衣の作り方	役 場
9	研 修	本土先進地視察研修	本 土
	展 示 会	料理コンクール並びに展示会	役 場
10	研 修	島内先進地視察	島 内
11	講習会	若妻グループ育成	役 場
12	展 示 会 研 修 会	村産業展示会 中央リーダー研修	〃 ナ ハ
	発 表 会	農山漁家実績発表会	中 央
1	講習会	農繁期対策について	農 協
2	〃	〃	〃
3	〃 発 表 会	〃 村普及事業発表会	〃 役 場

西原村畜牛組合

定期総会終る

川満正一、監事：宇久田朝秀、与那

嶺英弘、翁長俊雄。理事：沢延徹、
翁長安雄、与那嶺正昌、泉川寛仁、
宮城正勇、喜屋武善吉。顧問：村農
協長：城間光雄、村産業課長：小川
良夫、元村議会議員：外間正栄

西原村畜牛組合（与那嶺栄幸組合）の昭和五十年年度の定期総会が去る六月十四日、午後二時から村役場ホールで行なわれました。

総会には組合員や関係者多数が出席し、約五〇人余の出席のもと行なわれました。

総会では①昭和四十九年度事業報告について②昭和四十九年度決算報告について③昭和五十年年度事業計画（案）の承認について④昭和五十年年度予算（案）の承認について⑤役員選出について、それぞれスムーズに審議されました。

昭和五十年年度同組合の予算は才入が、村補助金、会費等で四万一千九百、才出は運営費、事業費等で四万一千九百となっております。

事業計画は別表の通り決められました。

役員選出では、現役員の留任が決まりました。組合長：与那嶺栄幸
副組合長：喜屋武栄光、書記会計：

西原村畜牛組合
昭和50年度事業計画

月 日	事 業 明 細
50年 4月	50年度事業実施準備（理事会）
4月	50年度総会準備作業（役員）
5月	先進地視察日程コースの選定 希望者受付
5月	〃 久米島両村視察 14名（5月29日～31日）
6月	総会開催準備のための理事会（6月6日）
6月	総会開催（6月14日）視察報告
7月	村補助に依る種畜購入者人選（品種の改良を目的）
7月	同実施予定
8月	村主催畜産共進会出品準備（理事会）
9月	〃 出品頭数確認調査決定
10月	村主催共進会参加出品
10月	地区 〃
11月	県 〃
12月	各市町村畜産関係状況調査（役員）
51年 1月	中間予算・決算・予算要求資料準備（役員会 理事会）
1月	同上作業提出
2月	50年度決算 51年度予算書作成準備
2月	理事会及び役員会を催す
3月	決算監査準備及び実施予定

盛況の排籠卓球大会

去る六月十五日、村体協（小川正元会長）村青年連合会（寄川孝勇会長）共催の昭和五十年年度の各字対抗バレー・バスケット・卓球大会が、西原中外二会場で、午前九時から行なわれました。

同大会は各字青年会の親睦と連帯を深める目的で開かれたもので、回を重ねるごとに盛況をきわめ、とくに、今大会からは、村体協（昨年までは主催）と村青連が共催の形を取ったため、よりいっそう活気のあふれたものとなった。

競技は、バレー、バスケット、男女に分れ行なわれ、卓球は男女混成の団体戦が行なわれました。

競技の結果、バレーボールの男子は十三チーム参加し熱戦のすえに我謝チームが昨年に次いで二連勝をかざり、女子は十一チームが参加し、久方ぶりに棚原チームが優勝しました。

準優勝は久方ぶりの参加の池田チームが獲得し観衆のかつさいをあげました。

バスケットボールの男子は十三チームが参加し、好ライバルの小橋川チームと与那城チームが予想通り決勝で顔を合せ、シーソーゲームの決果、小橋川チームが与那城チームの三連勝をはばみ、昨年の雪辱を果しました。女子は十一チームが参加今

大会進境いちじるしい棚原チームが初優勝に輝き、準優勝は幸地チームでした。

卓球は十三チームが参加し、小橋川A・Bチームが圧倒的強さを発揮。優勝が小橋川Aチーム、準優勝がB



球技大会の状況

チームとすばらしい成果をおさめました。同大会で優勝したチームを中心に村代表の選手が選出され、中頭地区体協主催の郡大会及び中青協主催の郡大会、両大会に代表派遣されることになっています。郡大会での健闘を村民みんなで期待しましょう。

村青連新役員紹介

多くの村民の協力を受けて、活発な青年会活動が続ける村青年連合会の新しい役員と、昭和五十年の行事計画等を紹介します。

今年の四月末に行なわれた定期大会において、喜納会長から新しく寄川孝勇会長に青年会活動の行事運営

がバトンタッチされ、すでに活発な活動を展開しています。

副会長：喜屋武勝治、玉那覇明子
書記：新垣スミエ、会計：新垣良信
文化部長：喜屋武光広、副部長：小橋川睦、事務局：新垣澄江、理事：新垣敏夫、監事：呉星邦治、喜納昌

春

昭和五十年年度の行事計画は別表一の通りで、予算計画は才入が会費、村補助金、その他等で四十一万五千円、才出は、運営費、事業費、分担金、等で四十一万五千円となっております。

村の活気ある発展をになうのは、村の青年たちの活発な活動が第一でしょう。村民、みんなで、あらゆる行事に、進んで参加協力する心意気を示しましょう。

昭和50年度行事計画

	文 化 部 門	体 育 部 門	そ の 他
4月	レク研修会 27日・28日		各字青年会との交流会
5月	リーダー研修会 2日～4日		〃
6月		各字対抗 野球 29日 バレー バスケット } 大会15日 卓球	
7月	交通安全ラリー 13日		
8月	盆踊大会 16日 (村婦人会と共催)	村民体育大会 2日・3日 (後援)	
9月	ボーリング大会		移動文化活動
10月		ソフトボール大会 5日	〃
11月		駅伝大会 9日	
12月	ダンスパーティー 21日		
1月		新春マラソン大会 1日	
2月	青年祭		
3月			定期大会

西原村スポーツ

少年団結成される

年々、子供たちのスポーツ熱が盛んになっている今日このごろですが、少年スポーツの活発化を促進する意味で、去る六月八日、午後二時から新築の西原小学校体育館で、西原村スポーツ少年団の結成大会が開かれました。

結成には村教育委員会が中心となつて関係者に働きかけ、その日は、大人、子供、約二〇〇人余の賛同者が集り力強いスタートをきりました。

スポーツ少年団は、青少年がスポーツ活動や文化活動、奉仕活動を計

画的、かつ継続的に行なうことを目的としてつくられました。

単位スポーツ少年団は、だいたい二〇人前後の少年たちが構成され、現在結成されたチームは十一です。今後、どんどんチームが結成される予定。

その日、役員選出も行なわれ、第一期会長に翁長正吉氏(幸地)副会長に新垣常夫氏(我謝、大城盛孝氏(内間)、事務局長に宮平正和氏(村教育委員会) 監事に

は松田州広西原中学校長、上原、顧問に

昭和50年度西原村少年団本部事業計画書

(別表1)

月 日	事 業 名	備 考
6月22日	少年野球大会	
6月27日 28・29日	スポーツ少年団指導者 研修会	石川少年自然の家
	少女ポートボール	
11月16日	歩こう歩こう運動	
12月14日	少年野球選抜大会	
昭和50年 1月	三村少年野球大会	北中城、中城
3月	スポーツテスト	

スポーツ教室の開講

(別表2)

種 目 別	時 間	備 考
ルール研修	2	
ミニバスケット	6	
バレーボール	4	
キャンプの心得	4	
オリエンテーリング	4	

西原小学校長、知念清、坂田小学校長、宮平吉太郎、村長、親泊輝武議長の各氏が選出されました。理事には、各スポーツ少年団の団長、村内各小学校より一名、村社会体育指導員二名があたることになっております。発足時の今年度の事業計画は別表一の通りで、スポーツ教室の開講計画も別表二で行なわれます。別表三は、予算書です。

(8)

児童生徒在学状況

昭和50年5月1日現在

項			学 年	学級数	男	女	計	教諭数
学校名								
坂	田	幼	一	2	41	41	82	2
西	原	幼	一	5	91	84	175	5
坂	田	小	1	2	43	32	75	一
			2	2	48	38	86	一
			3	2	45	29	74	一
			4	2	31	30	61	一
			5	2	37	32	69	一
			6	2	39	30	69	一
			計	12	243	191	434	16
			1	4	83	84	167	一
			2	4	95	82	177	一
			3	4	79	58	137	一
西	原	小	4	4	69	87	156	一
			5	4	90	54	144	一
			6	4	91	81	172	一
			計	特 1 25	507	446	953	34
			1	5	121	100	221	一
			2	6	131	129	260	一
			3	5	122	98	220	一
			計	特 1 17	374	327	701	32

(S50年度 学校基本調査より)

西原村スポーツ少年団本部予算書

(別表3)

歳 入	款	項	金 額	説 明
1.負 担 金	1.負 担 金	45,000	各スポーツ少年団育成会 15,000 スポーツ少年団員 30,000	
1.補 助 金	1.補 助 金	1,000		
3.寄 付 金	1.寄 付 金	1,000		
合 計		47,000		

歳 出	款	項	金 額	説 明
1.総 務 費	1.総 務 費	30,000	ス ポー ツ安全協会加入金 20,000	
2.事 業 費	1.文 化 活 動 費	1,000		
		1,000		
3.振 興 費	1.ス ポー ツ振興費	15,000		
合 計		47,000		

告知板

昭和五十年分所得
税の予定納税につ
いて

納税については、いつもご協力下さっておりありがとうございます。

すでに皆様のお手もとに郵送してあります予定納税額の通知書のとおり、予定納税額をそれぞれ次の期間内に納めることになっていきます。

●第一期分：七月一日～七月三十一日

●第二期分：一月一日～十二月一日
なお①納税がおくれますと延滞税等の予定分税金がかかります。②税金の納付については、あなたの預(貯)金口座から自動的に支払われる振替納税制度をおすすめします。

北那覇税務所

TEL：〇九八八(七七)一三二四

行政相談委員から
村民の皆さんへ

新垣 良 康

六月二十五日午後、Tさんが相談に来られました。これが行政相談の第一号でした。大変むづかしい問題だったので、習朝沖縄行政監察事務所に通話連絡をして解決の方法を聞き本人へ文書で回答しました。

Tさんは「手数料はいくらですか」と尋ねていましたが、相談委員の仕事は、取扱いは無料で、政府からの給料もない規則になっています。

唯村民から苦情をなくして明るく住みよい社会をきづくために少しでも役立つならば幸だと思っているのです。ですから村に対し、県に対して何か不満がありましたら御気軽に御相談ください。

相談のしかたは次の三つがあります。

1. 面談で(字兼久一番地)
2. 電話で(電話番号二七四七)
3. 区長さんを通じて

郵便による不在投票が

できるようになりました

昭和四十九年六月三日に、公職選挙

法の一部が改正され、今年の三月一日以後に行なわれる選挙から郵便による不在投票が適用されることになりました。

この制度は選挙人で身体に重度の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に対し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

この制度によって投票できる人は次にかける該当者です。

- ① 両下肢もしくは体幹の障害にあつては一級、又は二級の人の心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては一級、又は三級である人

- ③ 両下肢の障害の程度が、これらの障害の程度に該当することにつき身体障害者手帳交付台帳を備える都道府県知事、又は指定都市の長が書面によって証明した人

- ① 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者については、身体障害者手帳に両下肢、体幹、心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害(以下「両下肢の障害」という)の程度が次の場合です。

- ② 戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷者については、戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度

が次の場合です。

- ① 両下肢、もしくは体幹の障害にあつては特別項症から第二項症まで

- ② 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別項症から第三項症までの人

- ② 両下肢等の障害の程度に該当することにつき戦傷病者手帳交付台帳を備える都道府県知事が書面によって証明した人以上の人となっています。したがって郵便による不在投票をすることができる人は、身体障害者手帳、又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人であつて、その人の両下肢等の障害の程度について、前記(1)又は(2)の要件を満たす人に限られます。

本村の選挙人名簿に登録されている人で、この制度により不在者投票をしようとする人は、あらかじめ村の選挙管理委員会の委員長に対して郵便投票証明書の交付申請をしなければなりません。(この証明書は交付後四カ年有効です)

なお、この制度の該当者と、思われる方々には、交付申請されるようすでに通知書を郵送してあり、中には何かの手ちがいで届かない場合も考えられますので前記(1)あるいは(2)に該当する人は村選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

電話は五〇一一～五〇一三です。

いよいよ夏休み

海へ山へ子供達のシーズンです

七月二十一日から小学校中学校と四〇日余の永い夏休みに入りました。

子供たちにとって一年を通し最も

楽しい夏休みは、いろいろな計画を立て海や山へ、公園へと自然の中で学習するチャンスの時とも言えます。夏休みは子供たちが自主的に学

密する時です。それだけに夏休み期間中は、ややもすると解放感にひたりすぎ、いろいろな事故、不具行為等に走りながらあぶない時でもあります。

とりわけ夏休み期間中の子供たちの水難事故等は多くなっている傾向にあります。

泳げない子供たちが多くなっているのと相反し、海へのあこがれは強くなり、子供たち同志とか、一人で海に出かけて行くとかで思わぬ水難にあらうことがよくあることです。

子供たちが海へ行きたいという場合は絶対に、一人とか、あるいは子供たち同志で行かせないようにしましょう。必ず大人の誰れかが一緒について行きましょう。

海へ入る前には必ず準備運動をしてから入るように心がけましょう。

深い所流の速い所、波のあらい所で泳がせないようにしましょう。

また海で泳いでいる時は、友だち同志、いつでも気をつけ合うよう注意してあげましょう。

水い夏休み、海水浴には、できるだけお父さん、お母さんと、あるいは兄さん姉さんと、そろって楽しく行くようにしましょう。

休みが明けて、いやな思い出がないような楽しい夏休みにするために家族みんなで夏休み期間中計画し生活して行くように心がけましょう。

◎怖い海、ひとりで行かない

泳がない

◎水魔から子どもを守ろう

みんなの手で

八月の行事

二日～三日：第二十二回村民体育大会

会（村体協主催）

十五日：終戦記念日
十五日

十六日：村民盆踊り大会（村青

連、村婦人会共催）

十七日：中頭郡体育大会



敬老の日、みんなで心と心のふれ合いを。

村政情報

一、本村の電話需要、来年度の三月から好転の方向へ

二、村民の広場

二、はなやかに第二回家庭バレーボール大会
終る

三、告知板

三、告知板
一、やがて十月一日
国勢調査がやってきま

一、生活テレビ番組
「くらしとあなた」

一、九月の行事案内

7月の人口移動

出生 28 死亡 0

転入 244 転出 54

婚姻 0 離婚 0

人口 6,416人

男 6,416人

女 6,253人

告知版

昭和三十九年六月三日
昭和三十九年六月三日
昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

昭和三十九年六月三日

郵便による不在投票が

できるようになりました

昭和三十九年六月三日に、公職選挙法の一部が改正され、今年の三月一日以後に行なわれる選挙から郵便による不在投票が適用されることになりました。

が次の場合です。

① 閣下肢、もしくは呼吸器の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

② 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで

この制度は選挙人で身体に重度の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

③ 閣下肢、もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで

① 閣下肢、もしくは呼吸器の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

② 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで

③ 閣下肢、もしくは呼吸器の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

④ 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで

⑤ 閣下肢、もしくは呼吸器の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

⑥ 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで

⑦ 閣下肢、もしくは呼吸器の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

⑧ 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで

⑨ 閣下肢、もしくは呼吸器の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

⑩ 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで

⑪ 閣下肢、もしくは呼吸器の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

⑫ 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで

⑬ 閣下肢、もしくは呼吸器の障害があるもので、歩行不能のため選挙当日、自ら投票所に行き投票することができない人に對し、郵便により投票用紙等を選挙管理委員会に請求して自宅、又は現にいる場所投票できる制度です。

⑭ 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害にあつては特別選区から第二項まで



いよいよ夏休み

海へ山へ子供達のシーズンです

七月二十一日から小学校中学校と夏休みの水い夏休みに入りました。夏休みは子供達のシーズンです。海へ山へ子供達のシーズンです。楽しい夏休みは、いろいろな計画を立て海や山へ、公園へと自然の中で学習するチャンスの時とも言えます。夏休みは子供達が自主的に学